本号で公布された法令のあらまし

◇電気事業法施行令の一部を改正する政令（政令第三六二号）（経済産業省）

1　蓄電用の電気工作物の設置者に対する技術基準適合命令等に係る経済産業大臣の権限を産業保安監督部長に委任する等、所要の規定の整備を行うこととした。（第四六条第三項関係）

2　この政令は、令和四年一二月一日から施行することとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三六三号）（経済産業省）

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年三月二〇日とすることとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三六四号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

1　登録適合性確認機関の登録等の有効期間を三年とすることとした。（第四一条関係）

2　電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第四六条に基づく経済産業大臣の権限は、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとすることとした。（第四六条第三項関係）

二　関係政令の整備

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第二条～第四条関係）

三　経過措置

改正法附則第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、同項に規定する小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとすることとした。（第五条関係）

四　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二〇日）から施行することとした。

◇電気工事士法施行令の一部を改正する政令（政令第三六五号）（経済産業省）

1　電気工事士試験の方法として、電子計算機を使用する方法を追加することとした。（第七条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第三六六号）（防衛省）

1　自衛隊の使用する無人航空機について飛行前の確認に係る航空法第一三二条の八六第一項第二号の規定並びに航空事故が発生した場合等の同法第一三二条の九〇第二項及び第一三二条の九一の規定の特例を定めることとした。（第一四九条関係）

2　自衛隊法第七六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合において、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊の使用する無人航空機については、航空法第一三二条の九〇及び第一三二条の九一の規定を適用しないものとすることとした。（第一五〇条関係）

3　この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年一二月五日）から施行することとした。

政　令

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十二号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項の表第十三号中（十）を（十一）とし、（六）から（九）までを（七）から（十）までとし、（五）の次に次のように加える。

（六）	蓄電用の電気工作物（専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十六号（六）において同じ。）に関するもの

第四十六条第三項の表第十六号中（九）を（十）とし、（六）から（八）までを（七）から（九）までとし、（五）の次に次のように加える。

（六）	蓄電用の電気工作物の工事に関するもの

第四十六条第三項の表第十七号中「（九）」を「（十）」に改め、同表第二十七号中「若しくは格納容器等」を削り、同表第三十五号中「又は格納容器等」を削る。

附　則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十三号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年三月二十日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　西村　康稔
環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄